アドバイザーの派遣について

小規模林業を実践する方からの要請に応じ、作業道の開設、間伐木の選定、 搬出間伐等の現場指導ができる林業実践アドバイザーを派遣する事業です。

1 補助対象経費

アドバイザーに支払う報償費を補助します。

- (※会員の皆さまの自己負担はありません。)
 - ① アドバイザーへの報償費
 - ② アドバイザーへの旅費

※アドバイザーへのお支払いは、林材業労働災害防止協会高知県支部が行います。

2 補助率•補助上限額

定額。ただし、報償費は、1日当たり2万4千円、宿泊費は1万1千円、 交通費は9千円を上限とします。

- (※派遣日数は1人当たり最大3日間まで。1回/年限り。)
- (※通算で3年間しか利用できないものとします。)

3 補助要件

アドバイザー派遣を申請する者が会員であること

事例1

◆アドバイザー派遣日数:2日間

◆アドバイスを受ける人数:10人

1 日 目 ◆希望するアドバイス内容:選木、伐倒

選木、伐倒技術、安全対策など

2 日 目 ◆希望するアドバイス内容:搬出間伐

軽架線を用いた搬出技術、小型フォワーダーを利用した運搬技術など

事例2

◆アドバイザー派遣日数:3日間

◆アドバイスを受ける人数:6人

|1 日目|

◆希望するアドバイス内容:作業道開設、選木、伐倒、搬出間伐

災害に強い作業道の開設方法、作業道の修復方法など

*

補償対象経費

補助対象経費

·報償費:2日分、

旅費 : 2日分

·報償費:3日分

• 旅費 : 3 月分

2 日 目

3日目

4 その他

- 林業労働災害を未然に防ぐ観点から、アドバイザーによる現地指導を受けた後、安全指導員による労働安全衛生の指導を受けていただきます。なお、会員の皆さまの自己負担はありません。
- 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害 防止協会高知県支部(林災防)」に確認してください。
- 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部(林災防)」 に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、2月 28日までとします。

アドバイザーの 派遣に関する お問合せ先 林材業労働災害防止協会高知県支部(林災防)

電話番号:088-856-5721